

# SGEC 分別・表示事業体審査報告書

トリスミ集成材株式会社

平成 2 2 年 6 月

(社)全国林業改良普及協会

## 目 次

I. トリスミ集成材株式会社の概要

II. 審査経過・写真

III. トリスミ集成材株式会社の審査における判定事由書

IV. 添付資料（主な確認資料）

V. 審査判定表

## I トリスミ集成材株式会社の概要

1. 申請者名称・所在地 トリスミ集成材株式会社 代表取締役社長 貝本富作  
奈良県五条市住川町1297
2. 認定事業体 トリスミ集成材株式会社
3. 事業内容・業種 各種集成材の製造販売とプレカット加工、木材加工
- (認定対象業種) 木材加工  
(枠組壁工法用間柱、在来工法用等)  
集成材製造  
(一般建築用構造用集成材、小・中・大断面集成材)  
プレカット加工  
(在来工法、金物工法)

### 4. 沿革・概要

奈良県黒滝村において、貝本富之輔がスギ挽き板を化粧板とした面皮柱の製造を始めたのが同社の始まり。その後、1965年(昭和40年)に株式会社鳥住銘木工業所と改組し、1968年(昭和43年)には、大阪府美原町にトリスミ特殊集成材株式会社を設立。1992年(平成4年)に、奈良県五条市に五條工場が完成し、在来プレカット・構造用集成材(大断面)生産ラインが完成。後に、金物プレカットの生産が開始された。1995年(平成7年)には、カナダB.C州にTSW LAMINATING LTD.を設立され、翌年にはTSW LAMINATING LTD.構造用集成材工場が完成するなど、規模や事業内容を時代のニーズに合わせて拡大してきている。

品質管理の徹底と環境への取り組みを進めてきた成果の一つとして、1999年(平成11年5月)「ISO9001」並びに、2005年(平成17年9月)「ISO14001」の認証を取得。現在、新たに21世紀の未来進行形国際企業として、在来工法住宅部材・2×4工法住宅部材はもちろん、ドーム建築や体育館・ホール等の大規模建築物、及び橋梁部材に至る資材供給を通じ、より多彩な製品づくりに取り組んでいる。

### 【沿革】

- 1946年(昭和21年)3月 母体である面皮柱磨丸太銘木商貝本商店の創業
- 1965年(昭和40年)1月 株式会社鳥住銘木工業所と改組、資本金1,000万円

1968年（昭和43年）4月	大阪府美原町にトリスミ特殊集成材株式会社設立、資本金1,000万円
1976年（昭和51年）11月	トリスミ特殊集成材と合併、新会社名トリスミ集成材株式会社発足、資本金4,500万円
1978年（昭和53年）7月	本社及び本社製造部門、資材部門カシハラ工場に移転完了
1986年（昭和61年）6月	一級建築士事務所開設
1990年（平成2年）10月	カナダB.C州にTORISUMI CANADA LTD.を設立、同時期工場稼動
1992年（平成4年）1月	奈良県五条市「テクノパーク・なら」工業団地に進出、五条工場完成、在来プレカットの生産開始
1993年（平成5年）5月	五条工場内に構造用集成材（大断面）生産ライン完成
1994年（平成6年）4月	五条工場内に第2プレカットライン完成、金物プレカットの生産開始
1995年（平成7年）5月	カナダB.C州にTSW LAMINATING LTD.を設立
1996年（平成8年）4月	TSW LAMINATING LTD.構造用集成材工場完成
1999年（平成11年）5月	ISO9002:1994取得
2001年（平成13年）5月	五条工場内で構造用集成材（小・中断面）生産ライン完成
2002年（平成14年）8月	各本部五条に移転、工場名を五條工場に改める。ISO9001:2000更新取得
2004年（平成16年）2月	トリスミ住宅資材株式会社設立
2005年（平成17年）3月	トリスミ特殊造作株式会社設立
2005年（平成17年）7月	建築部作業場・コンポーネント工場完成
2005年（平成17年）9月	ISO14001取得
2007年（平成19年）	バイオマス発電開始
2007年（平成19年）6月	資本金24,750万円に増資
2010年（平成22年）5月	構造用集成材規格品製造ラインに等級区分検査機導入

## 【概要】

- 設 立 昭和40年1月設立
- 資 本 金 2億4,750万円
- 年間売上高 64億円

- 事業所数 2事業所  
 ・本社 : 奈良県五條市住川町 1297  
 ・五條工場 : 奈良県五條市住川町 1297
- 従業員数 116名 (男 97名・女 19名)
- 取引銀行 南都銀行吉野口支店  
 商工中金奈良支店  
 中小企業金融公庫奈良支店
- その他  
 ・ISO4001取得  
 ・ISO9001取得  
 ・JAS認定工場 JPIC-LT213

#### 【木材・木製品の年間取扱実績】

- 期間(1年) 平成21年4月1日～平成22年3月31日
- 木材・木製品の取扱量 原木(原料)入荷量 42,800 m<sup>3</sup>  
 (輸入材 42,000 m<sup>3</sup>)  
 (国産材 800 m<sup>3</sup>)
- 製品入荷量 6,900 m<sup>3</sup>  
 製品(名)出荷量 46,000 m<sup>3</sup>

- 原料仕入先 トランスパシフィック・トレーディング(カナダ)  
 Weyerhaeuser (アメリカ)  
 Bergkvist.injson (スウェーデン)
- 製品出荷先 エス・バイ・エル株式会社  
 三井ホーム株式会社  
 エースホーム株式会社

#### 【主要設備】

FJライン、高周波プレス、MSRマシン  
 プレカット加工機 — 在来プレカット加工機  
                               └─ 金物プレカット加工機  
   トラス加工機

## 5. 分別・表示管理体制の確立

トリスミ集成材株式会社・五條工場には、コンテナから荷降ろしされた製品の品質チェックを行うと共に、チェック済みの製品を一時保管するための倉庫と、チェック済みの製品から集成材を製造する集成材製造工場、大断面集成材を製造するための大断面工場、さらに、在来工法用のプレカット加工場、金物工法用のプレカット加工場、製品保管倉庫、出荷ヤードが設置されている。

また同社は IS09001、14001 を取得しており、それらのマニュアルに基づいた生産管理体制が既に確立されている。

認証林産物の取扱に関しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「S G E C 認証森林から産出された認証林産物とそれ以外の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、全体を統括する「認証林産物管理責任者」、分別・表示管理を担当する「分別表示責任者」、各工程の担当者を設置し管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保存し認証林産物の普及・P R に努めることとしている。

なお、別に「認証林産物の生産・出荷管理計画書」及び「S G E C 分別・表示管理体制」を定め、適正に認証材の分別・表示管理を実施するための体制を取っていることを確認した。

### (主な確認資料)

- ・ 認証林産物分別・管理計画書
- ・ S G E C 認証林産物分別・表示管理体制図
- ・ S G E C 認証林産物分別・表示管理方針書
- ・ 施設・加工場配置図
- ・ 決算報告書
- ・ 原木実績／仕入実績表、仕入先別仕入実績表、在庫表、総合実績表
- ・ 請求書等伝票類、S G E C 認証材取扱台帳等帳票類

## II. 審査経過・確認資料一覧・写真

### 1. トリスミ集成材株式会社の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの西本順蔵、宇佐美均の2名が下記のとおり行った。

#### 【審査申込】

平成22年4月26日／審査申込

(内 容)

1. S G E C 分別・表示システム、及び全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

#### 【認定審査】

6月8日／書類確認及び現地確認

(場 所)

トリスミ集成材株式会社・プレカット・集成材加工ライン・製品保管倉庫等

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会 専門審査員 西本順蔵  
審査員 宇佐美均

(出席者)

トリスミ集成材株式会社 専務取締役 貝本富哉 (営業本部長)  
生産第1部部長 貝本貴哉 (物流部部长)  
管理本部取締役本部長 前川光正 (総務部部长)  
生産本部取締役本部長 松谷延博

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. トリスミ集成材株式会社において事業の概要、現行の仕入れ・加工・保管・販売における木材の流れ・管理の仕組み等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 既存の加工ライン、製品等保管庫における原料、製品の分別状況を確認した。
4. 管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等の遵守意志を確認した。

## 【審査判定】

6月25日／審査委員会

### (場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

### (委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社代表取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)日本育種協会理事	真柴 孝司

### (事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一
同 認証審査センター	宇佐美 均

### (内 容)

1. 現地確認審査の結果及びSGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. トリスミ集成材株式会社の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 15 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、トリスミ集成材株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

#### 【向上目標】

1. 認定取得後、統合事業体及び自社内部監査を徹底し、認証林産物の適正なトレサビリティを確立すること。 (基準 2-3)
2. 認証林産物の取扱はこれからであることから、関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。 (基準 2-4)
3. 詳細な産地情報を求める消費者の要望が、高まってきていることから、川上事業体と連携して、「認証材産地出荷証明書」など、より詳細な情報の記録・保存に努めること。 (基準 4-3)